

## ひたちなか市 LINE クーポン実施要領

令和6年2月

(趣旨)

第1条 ひたちなか市の魅力発信や市内消費喚起による産業振興を目的とし、市が運用する LINE アカウント（以下「市公式 LINE」という。）において電子クーポンである「LINE クーポン」を無償で配信する。クーポン掲載事業者（以下「事業者」という。）は、クーポン使用者に対して割引や物品・サービスを提供する。

(クーポンの基準)

第2条 クーポンは、市公式 LINE にて、プッシュ通知及びリッチメニューで配信する。

2 クーポンの掲載期間は、原則、月初から月末までの1カ月間とする。

3 掲載するクーポンは、各店舗1種類までとする。

4 クーポンの使用回数は、LINE 1 アカウントにつき「1回限り」又は「使用上限なし」のいずれかとし、事業者が選択する。

5 クーポン使用時の決済方法は指定しない。各事業者で可能な決済方法（現金、クレジットカード、その他電子決済等）で対応すること。

6 クーポン配信期間中のみの値上げは禁止する。

(物品・サービスの基準)

第3条 クーポンで提供される物品・サービスは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売、提供するもの及び市長がこれに準ずるとして認めるものとする。

2 次のものをクーポンで提供することを禁止する。

(1) 現金

(2) 商品券（各店舗で発行する商品券を含む）、ビール券、図書券、切手、印紙、プロペイドカード等換金性が高く、広域的に流通しうるもの

(3) 株式、先物、宝くじなどの金融商品

(3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

(4) 出資及び債務の弁済

(5) 国及び地方公共団体への支払

(6) 振込手数料、公共料金の支払

(7) 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料等の不動産に係る支払

(8) 医療保険や介護保険等の一部負担金に係る支払

(9) 登録事業所が個別に定める物品・役務に係る支払

(10) オンライン販売など、対面でクーポン使用ができない販売及びサービス

(11) その他市長が不相当と認めるもの

(クーポンの範囲)

第4条 クーポンは、市の魅力発信や市内消費喚起に寄与するものであって、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するクーポンは、掲載をしないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの
- (7) 市の行政運営上支障があると認められるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市公式 LINE に掲載するクーポンとして不適當であると認められるもの

(事業者の募集)

第5条 事業者の募集は、市のホームページ等により公募するものとする。

2 事業者は本要領を遵守し、「ひたちなか市 LINE クーポン掲載事業者募集フォーム」より、掲載を希望する月の前月20日までに申請するものとする。

(事業者の決定)

第6条 市は、基準を満たして提出された申請の中から、市の魅力発信や市内消費喚起への寄与度などを総合的に判断して事業者を決定する。

2 掲載枠に限りがあるため、申込多数の場合は、市が掲載順を抽選し、順次掲載する。

3 市は、掲載の決定と掲載期間等について事業者に通知する。

4 事業者は、クーポン作成に必要な資料又は撮影機会等をひたちなか市が求めた場合、速やかに対応するものとする。

5 市は、事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

6 市は、前項の校正が終了した後に、クーポンの最終決定を行うものとする。

7 クーポンの使用に関して制限を設ける場合は、クーポン配信前に市と協議すること。

(クーポン掲載の取り消し)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載を取り消すものとする。

- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
- (2) サービスや物品の提供を適切に行うことができないとき。

- (3) 事業者から辞退の申し出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が不相当であると認められたとき。

(情報提供及び二次利用)

第8条 市と事業者は、クーポン作成及び配信に必要な情報を共有する。

(事業者の債務)

第9条 クーポン使用者が提示したクーポンが「使用済み」になったことを確認し、割引や物品・サービスの提供を行うものとする。なお、LINE クーポンとレジは連動しないため、割引対応を行う際は、必ずレジ操作を行うこと。

- 2 割引や物品・サービスの提供に関して生じた責任は、事業者が負うこと。
- 3 本事業参加にあたって、感染拡大防止対策を徹底すること。
- 4 本事業及びクーポンをできる限り広報・周知すること

(損害賠償)

第10条 市は、事業者が割引や物品・サービスの提供を履行せず、市やクーポン使用者等に不利益が生じた場合は、事業者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、市が別途定める。

- 2 本事業は、新型コロナウイルスの感染状況等により、延期又は中止となる場合がある。